

○宮崎県川南遊学の森管理規則

平成20年4月1日規則第35号

宮崎県川南遊学の森管理規則をここに公布する。

宮崎県川南遊学の森管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号。以下「条例」という。）

第7条及び第13条の規定に基づき、宮崎県川南遊学の森（以下「遊学の森」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用期間等)

第2条 遊学の森の利用期間は、1月4日から12月28日までとし、利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、同項に定める利用期間及び利用時間を変更することができる。

(利用の許可の申請)

第3条 遊学の森を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、利用しようとする日の5日前の日までに宮崎県川南遊学の森利用許可申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(利用の許可)

第4条 知事は、前条第2項の規定により宮崎県川南遊学の森利用許可申請書の提出があった場合において、遊学の森の利用の許可をするときは、当該申請者に宮崎県川南遊学の森利用許可書（別記様式第2号）を交付するものとし、利用の許可をしないときは、当該申請者に宮崎県川南遊学の森利用不許可通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の許可に管理運営上必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第5条 知事は、当該申請者の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、遊学の森の利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 遊学の森の施設又は附属物をき損するおそれがあると認められるとき。

(3) その他遊学の森の管理運営上、支障があると認められるとき。

(利用許可の取消しの申出)

第6条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の許可の取消しの申出をするときは、利用しようとする日の3日前の日までに宮崎県川南遊学の森利用許可取消申出書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による宮崎県川南遊学の森利用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

（利用の禁止又は制限）

第7条 知事は、遊学の森の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は遊学の森に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、遊学の森を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、遊学の森の利用を禁止し、又は制限することができる。

（利用の拒否等）

第8条 知事は、遊学の森を利用する者が第5条各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者の利用を拒否し、又はその者に退去を命ずることができる。

（指定管理者による管理の場合の読替）

第9条 条例第10条の規定により遊学の森の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条から前条までの規定の適用については、第2条第2項中「知事は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第3条から前条までの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第10条 条例第10条の2第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第5号）によるものとする。

2 条例第10条の2第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- （1） 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- （2） 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- （3） 知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- （4） 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- （5） その他知事が必要と認める書類

（指定管理者が行う業務）

第11条 条例第10条の3第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- （1） 森林に関する知識及び技術の修得のための研修に関する業務

(2) その他知事が必要と認める業務

(指定管理者の管理の基準)

第12条 条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。

(1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な遊学の森の管理運営を行うこと。

(2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

(3) 遊学の森の整備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。

(4) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(5) その他知事が必要と認める基準

(協定書の締結)

第13条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 条例第10条の3各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項

(2) 前条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項

(3) 指定管理業務の事業報告に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、遊学の森の管理運営の適正を期するために必要な事項

(事業報告等の提出)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 宮崎県川南遊学の森管理事業実績報告書（別記様式第6号）

(2) 宮崎県川南遊学の森管理事業収支決算書（別記様式第7号）

(3) その他知事が必要と認める書類

(原状回復)

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遊学の森を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第16条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、遊学の森の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例第10条の2第3項の規定により指定管理者を指定した場合において、この規則の施行の日以後に、この規則の規定により、知事がした処分、手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為は、この規則の相当規定により、指定管理者がした処分、手続その他の行為又は指定管理者に対してされた手続その他の行為とみなす。

別記

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第14条関係)

様式第7号 (第14条関係)